

自主検査を徹底しよう!

関西電力管内において新增設工事のうち、約3%の不良工事が発見されており、依然として減少傾向となりません。

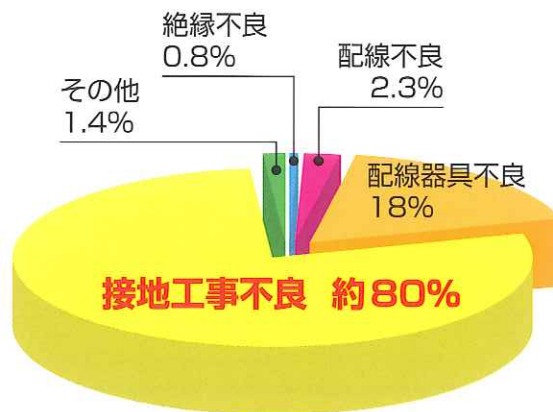
(H24年度実績)

新增設工事における不良工事内容

■ 関西電力管内実績 (H24年度)

調査件数	約 488,000 件
不適合件数	15,939 件
不適合率	約 3.2%

内訳



不良工事の内容で、『**接地工事不良**』が約8割を占めています。

接地工事不良に至った主な要因

接地測定誤りまたは未測定のまま申請	13%
接地設備未施工のまま申請 (竣工調査後に施工)	17%
接地設備の施工漏れ (工事忘れ)	13%
接地設備の施工ミス (接地線の接続漏れ等)	8%
第三者過失 (第三者により接地線の断線等)	21%
設備業者の接地設備施工漏れ (家電業者等)	9%
既設設備での接地不良	9%
その他	10%

約5割

自主検査を確実に実施していれば不良工事とならなかった!



接地工事不良だけでなく、
自主検査を確実に実施することで不良工事は減少できる!

- 全ての工事が完了した後に、測定器を活用した自主検査を確実に実施しましょう。✓
- 増設工事の際は、「既設配線・既設機器」を含めた自主検査を確実に実施しましょう。✓
- 同じ現場で工事を行っている他の業者さまへPRを行い、電気配線への被害防止に努めましょう。✓

**施工後の自主検査を確実に実施し
不良工事撲滅に取り組みましょう!**

電気工事業者の皆さまへのごお願い!

☆適切な自主検査の実施について

施工証明書兼お客さま電気設備図面

< 施行証明書兼お客さま電気設備図面 >

電気工事業法第26条により
 ・注文者の氏名(又は名称)および住所。
 ・電気工事の種類および施工場所、施工年月日。
 ・主任電気工事士等の氏名。
 ・配線図、検査結果。
 を記入した帳簿を5年間保存しなければならない。

《自主検査欄》

- ① 絶縁抵抗測定値の記入
- ② 接地抵抗測定値の記入
- ③ 自主検査結果の記入
- ④ 検査者名の記入および主任電気工事士の確認印

① 回路は大地から絶縁されていますか?

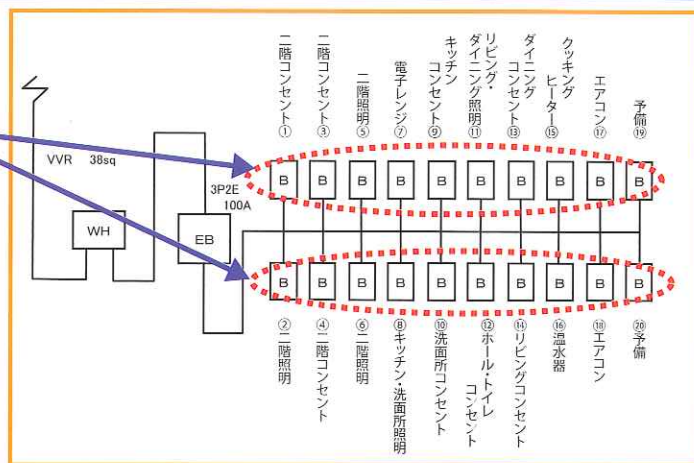
電路の電線相互間及び電路と大地間で絶縁が確保されていますか。

絶縁抵抗値が確保されていますか。

電路の使用電圧区分	絶縁抵抗値
300V 対地電圧150V以下	0.1MΩ以上
以下 対地電圧150V超過	0.2MΩ以上
300Vを超えるもの	0.4MΩ以上

新設時新設時は、1MΩ以上であることが望ましい。

測定結果の記入を忘れずをお願いします。



② 接地その他の適切な措置を講じていますか?

接地工事を必要な箇所に施していますか。

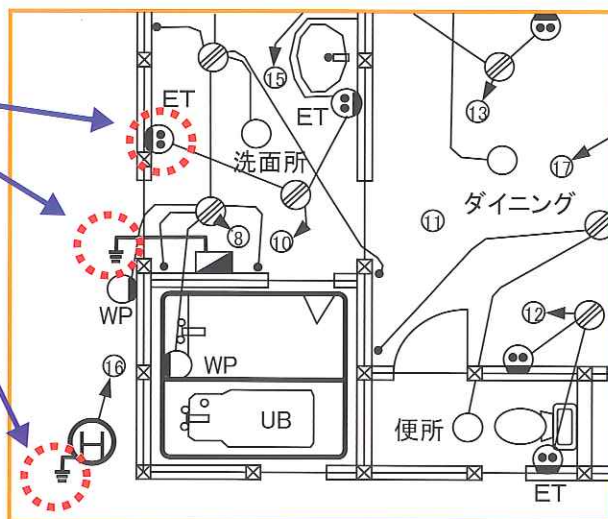
*配線図面に、接地極の取付位置等のご記入をお願いします

接地抵抗値は適切な値ですか?

種別	抵抗値	電線最小太さ
A種接地工事	10Ω以下	2.6mm
D種接地工事	100Ω以下 (500Ω以下)	1.6mm
C種接地工事	10Ω以下 (500Ω以下)	1.6mm

()内は、0.5秒以下、100mA以下で動作する漏電遮断器を設置した場合(電技解釈19, 20)

測定結果の記入を忘れずをお願いします。



③ 施工した工事に対して自主検査を行っていますか?

竣工後、施工した工事に対して自主検査を行い、検査結果の記入をお願いします。

④ 主任電気工事士は検査結果の確認を行っていますか?

主任電気工事士の方は、自主検査結果が電気設備の技術基準に適合していることを確認の上、確認印の押印(サイン)をお願いします。